

令和5年

秋の全国交通安全運動

期間 9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間

○交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

年間スローガン
わたります止まるやむとせありがら



令和5年9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

こどもと高齢者を 始めとする歩行者 の安全の確保	夕暮れ時と夜間の 交通事故防止及び 飲酒運転等の根絶	自転車等のヘルメット 着用と交通ルール遵守 の徹底	内閣府 交通安全対策 オフィシャル サイト
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

内閣府

運動のスローガン
反射材「FLUORESCENT」のメッセージ

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、
その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

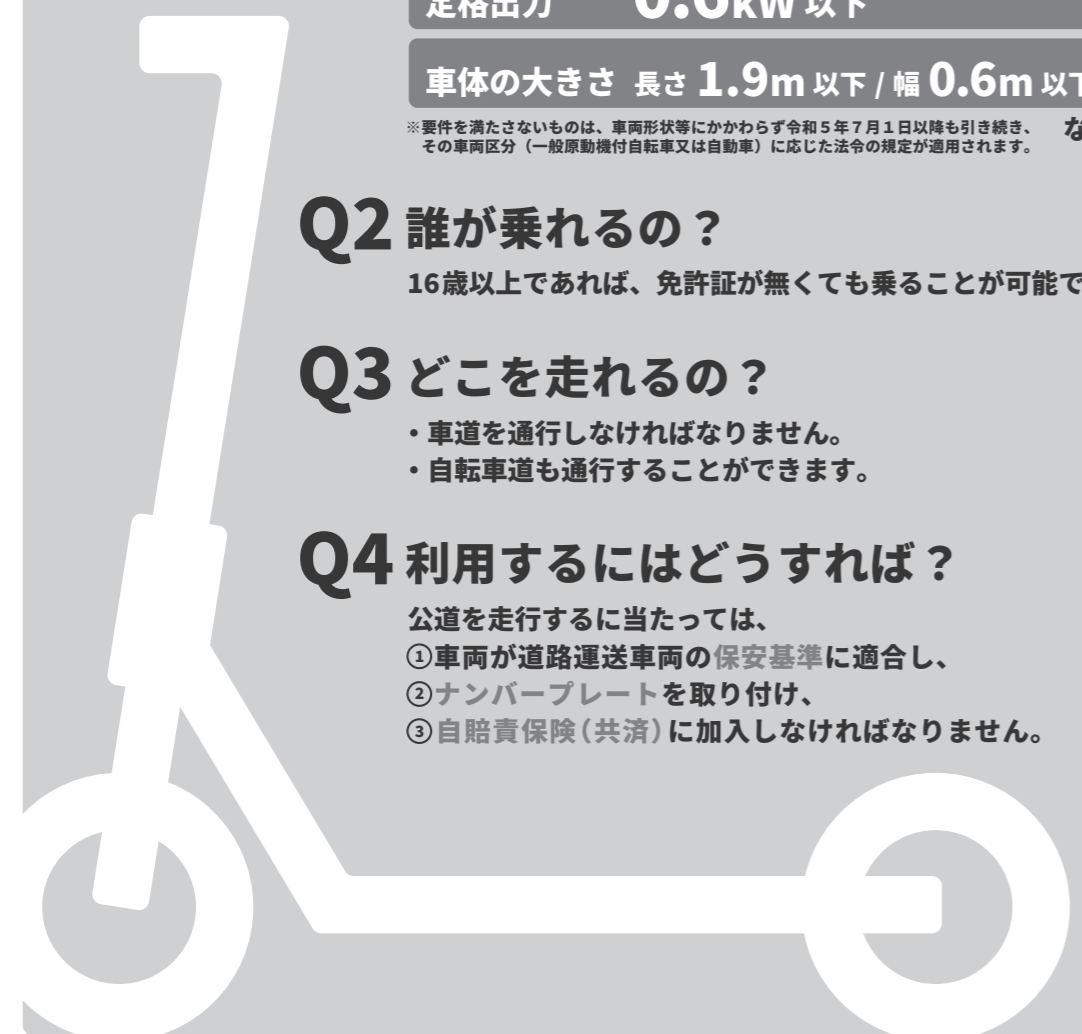
Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。



・出典：国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html) を一部加工して利用

「交通事故死ゼロを目指す日」について

今年の秋の全国交通安全運動では、9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」です。
皆さん一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなどして、交通事故をなくしましょう。

交通安全に関するホームページ

県生活交通課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/>
県警察本部 <https://www.police.pref.fukushima.jp/>

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

運動の
重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



○歩行者は

- 道路を横断するときは、横断歩道を渡り、信号機のあるところでは、その信号に従い安全に横断しましょう。
- 道路を横断するときは、手をあげるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全確認をしてから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認するようにしましょう。

○家庭・地域では

- こどもや高齢の歩行者、障がい者、電動車いす利用者等を見かけたら、保護、誘導活動を積極的に行いましょう。また、こどもの手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。
- 通学路等、こどもや高齢者が日常的に移動する経路での見守り活動に協力しましょう。



2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶



○歩行者は

- 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出する場合は、運転者から発見されやすい**明るい目立つ色の服装**や、効果がある場所に**夜光反射材等**を着用するよう心がけましょう。

○運転者は

- 夕暮れ時の**早めのライト点灯**、対向車や先行車がいなときは上向きライト（ハイビーム）を活用し、歩行者や自転車との衝突事故を防ぎましょう。
- **横断歩道は歩行者が優先**です。横断歩道等に歩行者等がいなことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、**歩行者がいる場合は必ず一時停止**しましょう。
- **全ての座席、特に後部座席のシートベルト着用**と、**チャイルドシートの使用**を徹底しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視は危険な行為ですので、絶対にやめましょう。
- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

○家庭・地域では

- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止やハンドルキーパー運動を地域ぐるみで推進し、「**飲酒運転を許さない社会環境**」を醸成しましょう。
- 加齢等に伴う身体能力の変化等により、安全運転に不安のある運転者やそのご家族の方は、安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル#8080（シャープハレバレ）に相談したり、**運転免許の自主返納**について、話し合いましょう。



3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- 1 車道が原則、**左側**を通行
歩道は例外、**歩行者を優先**
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 **飲酒運転は禁止**
- 5 **ヘルメットを着用**



○自転車利用者は ~大人もこどももヘルメットを着用しましょう!~

- **事故発生時、頭部のケガが致命傷となります。ヘルメットをかぶって自分の命を守りましょう。**
- 夕暮れ時は早めに自転車のライトを点灯するほか、夜光反射材等を取付け、歩行者や車から発見されやすいようにしましょう。
- **信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認**をしっかりと行い、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並走の禁止等、交通ルールを守りましょう。
- スマートフォン等を使用しながらの運転や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転は危険ですので、絶対にやめましょう。
- 自転車を安全な状態で利用するため、定期的に**点検整備**を行いましょう。

○自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう!

- 福島県自転車条例により、**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務**となっています。万が一交通事故を起こし、相手にケガをさせれば、高額な損害賠償を求められることがあります。自転車を利用する方は、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○特定小型原動機付自転車の新たなルール

- 令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。
- 利用時は交通ルールを遵守するとともに、被害軽減のため、必ず**ヘルメット**をかぶりましょう。



○飲酒運転による交通事故が増加しています○

令和5年7月末現在、県内の飲酒運転による交通事故の発生状況は36件で、前年同期に比べて1.7倍に増加しています。飲酒運転による交通死亡事故も4件発生しています。飲酒運転は、飲酒なしの場合に比べて死亡事故率が約3倍となるなど、極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。

